

婦人消防隊員等 福祉共済

この婦人共済は
全国の婦人消防隊員、
女性(婦人)防火クラブ員等の
ための福祉厚生制度です。



婦人消防隊員等福祉共済の概要

婦人消防隊員・防火クラブ員等が、防災活動中の事故又は疾病はもとより、防災活動中以外の事故又は疾病により、死亡又は障害状態あるいは入院した場合の補償制度です。

1. 補償内容

(1) 弔慰金又は重度障害見舞金

- ①防災活動中の事故により死亡又は重度障害状態となった場合…… **500万円** (災害発生時)
防災活動中以外の死亡又は重度障害状態となった場合…………… **300万円** (災害発生時以外)
- ②上記以外の事由で死亡又は重度障害状態となった場合…………… **30万円**

(2) 障害見舞金

事故又は疾病により障害状態となった場合…… **25～3万円** (障害等級により)
(防災活動・それ以外を問わない。)

(3) 入院見舞金

防災活動中の事故により10日以上又は上記以外の事故
又は疾病により20日以上入院した場合…………… **1日につき600円** (入院初日から120日限度)

婦人共済の給付種別と共済金額及び掛金

婦人消防隊員等が万が一死亡し又は障害を受けた場合等、その事由及び給付種別等により次のとおりの共済金額を給付します。

区 分	給付種別	事 由	共済金額 (円)	
死亡又は重度障害 (障害の等級1級 又は2級)	弔慰金又は 重度障害見舞金	防災活動に従事中	第1号	5,000,000
			第2号	3,000,000
		防災活動に従事中以外	第3号	300,000
障害 (障害の等級 第3級～第14級)	障害見舞金	3級、4級		250,000
		5級、6級		200,000
		7級、8級		150,000
		9級、10級		100,000
		11級、12級		60,000
		13級、14級		30,000
入 院	入院見舞金 (120日限度)	防災活動に従事中	第1号	10日以上 1日600
		防災活動に従事中	第2号	20日以上 1日600

2. 加入資格

満76歳未満で加入日に健康な婦人消防隊員・防火クラブ員等

3. 加入日

4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日の年4回です。

4. 補償期間

加入日から次の3月31日まで

5. 掛金（一人あたり）

加入日	4月1日	7月1日	10月1日	1月1日
掛け金額	800円	600円	400円	200円



6. 加入方法

個人又は隊若しくはクラブ等ごとに、市町村等（消防本部）の担当者に加入申込書を提出します。担当者は加入申込書を加入月の前月15日までに都道府県消防協会に提出します。

7. 掛金の払込方法

加入申込時に、個人又は隊若しくはクラブ等ごとに、市町村等（消防本部）で取りまとめ、送金通知書を添付して、加入月の前月15日までに都道府県消防協会へ送金します。

本共済への加入希望者は各市町村の消防事務担当者または消防本部婦人消防隊等事務担当者等に申し出てください。

お問い合わせ

日本消防協会

日本消防協会ホームページ <http://www.nissho.or.jp>
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16日本消防会館
03-3503-3078（年金共済部）